

第7回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成26年7月10日（木）19時00分から21時10分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階大会議室
- 3 委員出欠 出席 12人
出席委員 藤吉秀昭（委員長、施設部会長）、角田透（副委員長、健康部会長）、井上稔、岩澤聡子、柏原公毅、小林義明、嶋田一夫、清水富美夫、菜畑剛一、牧野隆男、増田雅則、若林研司
- 4 出席者
事務局 齊藤忠慶、澤田忍、荻原正樹、土方明、飯泉研、林孝至、大堀和彦
エコサービスふじみ株式会社 望月博文
- 5 傍聴者 2人
- 6 議事次第
 - 1 開会
 - 2 委嘱式
 - 3 管理者挨拶
 - 4 新委員紹介
 - 5 報告事項（19：05～19：20）
 - （1）第6回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録（要旨）
 - （2）環境測定結果について
 - （3）水銀問題について（4月23日、6月20日の1号炉停止の件）
 - 6 協議事項
 - （1）施設部会（19：20～19：30）
水銀問題について
 - （2）健康部会（19：30～20：45）
施設周辺における健康問題等について問われた場合の対応について
- 7 その他
 - （1）次回日程
- 8 閉会

【配付資料】

- 【資料1】 第6回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録（要旨）
- 【資料2-1】 平成25年度環境測定結果
- 【資料2-2】 平成26年度環境測定結果
- 【資料3】 平成26年度4月クリーンプラザふじみ1号炉の稼働停止について
平成26年度6月クリーンプラザふじみ1号炉の稼働停止について
- 【資料4】 水銀含有製品実態等調査
- 【資料5】 マニュアル（案）
- 【資料6】 三・調だよりV○14
- 【資料7】 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会名簿

【資料 8】 水銀連続測定装置自主規制値を超えた月のグラフ

【資料 9】 搬入物検査の写真

【会議録】

19：00開会

第7回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会

平成26年7月10日

1 開会

事務局：これより第7回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会を開会させていただきます。皆様には夜分にお忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。ごさいます。

2 委嘱式

【事務局】：初めに、調布市医師会推薦の委員が、大野委員から菜畑委員に交代されましたので、新委員の委嘱状の交付を行わせていただきます。ふじみ衛生組合の管理者であります清原慶子三鷹市長より、委嘱状の交付をさせていただきます。

(委嘱状交付)

3 管理者挨拶

清原管理者：皆様、改めましてこんばんは。本日は大変ご多用の中、しかも台風8号、梅雨前線等の影響で、ちょっと天候が危ぶまれる中となりましたが、夜分にもかかわりませずお集まりいただきまして、まず心から感謝を申し上げます。

また、本日より調布市医師会のご推薦であります菜畑剛一先生に委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

さて、このふじみ衛生組合の安全衛生専門委員会でございますが、何よりも可燃ごみ処理施設、そして不燃ごみ処理施設を安全に稼働していきまするためには、地元の協議会の皆様を代表する委員の皆様、そして専門性をお持ちで、私たちの取り組みにご助言をいただく皆様、そしてふじみ衛生組合にかかわる仕事をしております委員によって構成された組織での、慎重で丁寧な検討が不可欠でございます。この間、委員長をお引き受けいただいております藤吉様はじめ、委員の皆様にはほんとうに熱心に、安全第一の運営に向けてご助言をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

このクリーンプラザふじみは昨年4月から本格稼働したわけですが、実は排ガス中の水銀濃度が、私たちの自主規制値を上回るという残念な事態が生じております。自主規制値を設けておりますので、それを上回る数値になりましたら、やはり稼働を停止せざるを得ません。その都度、安全衛生専門委員会の適切なご指示をいただきまして、排ガス処理設備の清掃は

もちろんのこと、特に搬入物の検査をしっかりと行うということ、また三鷹市民、調布市民の皆様、とりわけ事業者の皆様に啓発の活動を行っております。

私たちとしては、不測の事態はあってはいけないわけですが、何よりも予防にまず徹しなければいけない、このように考えております。引き続き、三鷹市、調布市のごみ対策担当の部長、課長が中心となりまして、市民の皆様との協働の取り組みを強く推進していきたい、このように決意を新たにしているところでございます。

ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会の皆様におかれましては、管理者であります清原、またこのたび選挙がございまして、改めまして調布市長に再任されました長友副管理者、その正副管理者が責任を持った判断ができますように、皆様のお力添えを賜りたく思います。何よりも地域の市民の皆様には信頼していただける、そのような取り組みをしなければ、三鷹市、調布市の40万人の市民の皆様のご生活を守ることはできない、このように思っております。

どうぞ皆様の委員としてのご尽力を心からお願い申し上げまして、新委員就任に当たりまして、改めまして委員の皆様へのご挨拶とさせていただきます。皆様におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 : ここで、次の公務のため、管理者は退席させていただきます。

4 配付資料の確認

事務局 : 本日の資料は、次第にあります資料番号のとおり、事前に配付させていただきました。本日、席上配付させていただいた資料は、資料5、マニュアル(案)、三調だより第4号、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会委員名簿、水銀連続測定装置の自主規制値を越えた月のグラフ、搬入物検査の写真、以上5点を席上に用意させていただきました。

5 報告事項

(1) 第6回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録(要旨)

委員長 : それでは次第に従いまして、報告事項の最初の第6回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録の要旨についてですが、いかがでしょうか。

特に修正がないようですのでこれで確定したということで、公開の手続きをお願いします。

(2) 環境測定結果について

委員長 : 次に2番目です。環境測定結果について説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、環境測定結果についてご報告をさせていただきます。資料につきましても、資料2-1、これが25年度の結果でございます。資料2-

2、これが26年度の結果でございます。

まず、資料2-1を使いまして、平成25年度の環境測定結果についてご報告をさせていただきます。前回の安全衛生専門委員会以降、測定結果が出たものについて、色が塗ってございます。具体的には、上段、排ガス測定の3月、そして中段、騒音・振動・臭気・排水の測定の欄の3月、それと下段になりますけれども、放射能に関する測定の3月でございます。

排ガスの測定でございますが、3月につきましては、1号炉が2回、2号炉が1回、延べ3回測定を行っております。測定した項目につきましては、ばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀、一酸化炭素、排ガス中の鉛、カドミウム、亜鉛でございます。

ばいじんでございますけれども、1号炉、2号炉とも0.001未満ということで、自主規制値、または基準値であります0.01グラムを下回っております。いおう酸化物につきましても、1.3から1.7ということで、基準値の10ppm以下を下回っております。窒素酸化物につきましても、9から36ppmということで、基準値の50ppm以下を下回っております。塩化水素につきましては、1.1から1.8ppmということでございまして、基準値の10ppm以下を下回っております。ダイオキシン類は測定しておりませんので、その次の水銀でございますけれども、全て0.004mg以下ということでございまして、基準値の0.05mg以下を下回っております。それから一酸化炭素ですけれども、3から7ppmということで、基準値の100ppm以下を下回っております。

続いて排ガス中の鉛でございますけれども、全て0.004mg以下ということでございまして、基準値の10mg以下を下回っております。カドミウム、亜鉛につきましても、全て0.004mg未満ということでございまして、カドミウムにつきましても1mg以下という基準値を下回っているところでございます。

排ガスの項目につきましては、全て自主規制値または基準値以下という測定結果となっております。

続きまして、騒音・振動・臭気・排水の測定の欄でございますけれども、今回、排水は行っておりません。騒音・振動と臭気ということになります。

騒音でございますけれども、午前8時から午後8時まで、それから午前6時から午前8時と午後8時から午後11時まで、それから午後11時から午前6時までという3つの区分に分けて、それぞれ測定を行っております。それぞれ基準につきましては60デシベル以下、55デシベル以下、50デシベル以下となっております。

測定結果でございますけれども、午前8時から午後8時までが59.4デシベルということでございます。それから午前6時から午前8時と午後8時から午後11時、こちらの最高値が南側で52.5デシベル、東側で52.1デシベルとなっております。それから午後11時から午前6時でございますけれども、こちらは最高値は東側で出まして、49.0デシベルとなっております。全ての時間帯におきまして、基準値を下回っているところでございます。

続きまして、振動でございます。区分が2つに分かれてございまして、午

前8時から午後8時までの区分と、午後8時から午前8時までの区分でございます。それぞれの基準値は、午前8時から午後8時が65デシベル以下、午後8時から午前8時までが60デシベル以下となっております。

測定値でございますが、午前8時から午後8時が、南側で最大値が生まれて37.7デシベル、そして午後8時から午前8時までも、南側で最大値が生まれて35.3デシベルということで、いずれも基準値を下回っております。

それから、臭気指数でございます。これにつきましては基準値が12以下となっておりますが、今回10未満ということで基準値を下回っております。

放射能に関する測定でございます。今回新たに測定結果が生まれたのが、焼却灰、飛灰、排ガス、排水中の放射能セシウム濃度でございます。

まず、焼却灰でございますけれども、8,000ベクレル以下という基準に対しまして14ベクレルということで、大幅に下回っております。また、飛灰につきましても基準は同様でございますけれども、235ベクレルということで、これも基準値を下回っております。排ガスにつきましては1ベクレル以下という基準に対しまして、今回は2号について測定いたしましたが、不検出ということで、検出されておられません。続いて排水でございますけれども、こちらにも1ベクレル以下という基準に対しまして、不検出ということで、検出されておられません。

以上が平成25年度の測定結果でございます。

今度は資料2-2、平成26年度の測定結果でございます。今回測定結果が生まれたのが、排ガスの4月、騒音・振動・臭気・排水の欄の4月、そして放射能に関する測定のところの4月、5月、そして空間放射線量率の欄の4月、5月、6月でございます。基準値等につきましては同様でございますので、省略させていただきます。

まず、排ガスの測定でございますけれども、ばいじんにつきましては、1号炉、2号炉とも0.001未満ということでございます。いおう酸化物につきましては、1号炉が1.6ppm、2号炉が1.2ppmとなっております。窒素酸化物につきましては、1号炉が30ppm、2号炉が23ppmとなっております。それから塩化水素につきましては、1号炉が1.7ppm、2号炉が1.3ppmとなっております。ダイオキシン類については今回測定をしておりません。水銀につきましては、1号炉、2号炉とも0.004mg未満となっております。それから一酸化炭素につきましては、1号炉が2ppm、2号炉につきましても1ppm未満ということで、測定限界以下となっております。

続きまして、排ガス中の鉛、カドミウム、亜鉛でございますが、1号炉、2号炉とも全て0.004mg未満となっております。ということで、いずれも自主規制値または基準値を下回っております。

続きまして、騒音・振動・臭気指数でございますけれども、騒音につきましては、各々の時間帯ごとで57.3デシベル、53.8デシベル、52.7デシベルということで、全て基準値を下回っております。それから振動につきましても、37.8デシベル、38デシベルということで、基準を下回っております。

す。臭気指数につきましても10未満ということで、基準値を下回っているところがございます。

続きまして、放射能に関する測定でございます。焼却灰は、4月が19ベクレル、5月が42ベクレルでございます。飛灰が、4月が262ベクレル、5月が274ベクレルでございます。排ガスにつきましては、4月は1号炉、2号炉とも検出されておられません。5月の2号炉につきましても検出されておられません。続いて排水でございますけれども、こちらも4月、5月とも検出されておられません。

続きまして、空間放射線量率でございますが、これにつきましては、敷地の東西南北及び大型バスの駐車場の5地点において、月2回測定を行っております。測定箇所につきましては、地上から1mの高さのところと5cmの高さのところの2カ所でございます。測定結果はそちらに示しているとおりでございまして、最小で0.05マイクロシーベルト、最大で0.08マイクロシーベルトということでございます。こちらの基準ですけれども、年間で1ミリシーベルト以下ということになっていきますので、これを1時間に直しますと、0.23マイクロシーベルトとなります。従って、0.05から0.08ですので、0.23マイクロシーベルトを下回っているということで、こちらも基準値以下という測定結果となっております。

委員長 : ただいま事務局のから測定結果の報告がございました。この報告につきまして質問等ございましたらお願いいたします。いずれも基準は十分クリアしているという報告でございますが、特に質問、コメント等ないようであれば、次の議題に移りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

なければ、次の議題に移りたいと思っております。

(3) 水銀問題について(4月23日、6月20日の1号炉停止の件)

委員長 : 3つ目の議題ですが、資料3、クリーンプラザふじみ1号炉停止についての説明を事務局からお願いいたします。

事務局 : 前回の安全衛生専門委員会が4月10日に開催されておまして、それ以降、2回にわたりまして焼却炉の排ガス中の水銀濃度が基準オーバーして、焼却炉をとめたという事態が発生いたしましたので、それについてご報告をさせていただきます。

まず、資料3、1ページ目でございます。1回目が4月23日水曜日の午前7時40分ごろでございます。1号炉の排ガス中の水銀濃度が急激に上昇いたしまして、自主規制値0.05mg/m³を上回る0.20mg/m³となったということでございます。

こういう状況が生じてしまいましたので、対応操作基本手順、こちらの安全衛生専門委員会でもお示ししている手順に従いまして、活性炭の量を増やすなどの措置を講じましたけれども、2時間経過後も自主規制値を超えていたために、稼働を停止して、火をとめるという操作をいたしました。午後3時ごろには焼却炉内のごみも燃焼されまして、数値も自主規制値を

下回り、停止いたしました。

こちらの原因でございませけれども、6月1日から年次点検ということで、全炉停止を予定しておりましたので、当時は1号炉、2号炉、2炉とも稼働しておりました。ピット内のごみを減らそうということで焼却を行っておりました。おかげさまで作業は進捗いたしまして、ピットの底に近いごみ、昨年の4月ごろのごみと最近収集したごみを混合して焼却しておりました。

水銀濃度の急激な上昇や、2号炉は安定的に稼働していたという状況を踏まえますと、ピンポイントに多量の水銀を含むごみを焼却したのが原因と考えられます。

今回2炉稼働してピットの底のごみをとっていたということもございませるので、昔のごみなのか、それとも新たに収集されたごみなのか、どちらかという特定はできませんでした。

対応状況でございませけれども、水銀を含む飛灰が付着したと考えられませバグフィルターの清掃を行いまして、新たに消石灰を吹き込んでおります。

対策ですけれども、原因となるごみが今回は推定できなかったということから、ごみの攪拌を徹底するとともに、水銀を含むごみが新たに混入しないように、三鷹市及び調布市とも連携いたしまして、収集運搬許可業者への啓発並びに搬入ごみの検査を継続いたします。

また、後ほどグラフで説明いたしますけれども、今回も年度当初の事故ということでございませるので、異動に伴うごみ処理により、ごみの分別が徹底されないことも懸念されますので、改めまして三鷹市、調布市にごみの分別の啓発を依頼しまして、両市の広報等を通じて啓発に努めているところでございませ。

5番の報告及び再稼働でございませけれども、上記につきまして、安全衛生専門委員会の委員長である委員長及び地元協議会の正副会長にご報告をさせていただきました。そして再稼働につきましては、委員長と検討した結果、以下の手順で確認後、運転を再開するという形にさせていただいております。

まず、委員長とお話をさせていただいたのが4月25日の午後でございませけれども、水銀濃度が下がってきたので、とりあえず再稼働の準備として、1号炉バーナーを点火しようということで、4月25日の15時にバーナーを点火いたしました。

バーナーを点火しますと、その後、焼却炉の温度は上がってまいります。もし水銀が残っているとすると、揮発して、水銀濃度が再度上昇することが考えられますので、炉内の温度が上昇した時点で、再度水銀濃度を確認しようということで、水銀濃度を確認いたしました。その結果、水銀濃度の上昇がなかったことから、委員長と再度、4月26日のお昼ごろですか、トレンドを見ていただきまして協議をさせていただきまして、ごみ

の投入をしてもよろしいというご了承をいただきましたので、4月26日の午後、ごみの投入を再開したところでございます。

これが1回目でございます。

続きまして、2回目でございます。クリーンプラザふじみ1号炉の稼働停止及び再稼働についてというところでございます。

2回目は6月20日の午前10時30分ごろ、これもやはり1号炉でございましたけれども、排ガス中の水銀濃度が急激に上昇したということでございます。今回は、4月23日よりもはるかに水銀濃度の上昇するスピードが速かったということで、4月23日においても、2時間待っても下がらなかったという教訓を踏まえまして、今回は活性炭の量を増やすなどの措置を講じた後、早急に稼働を停止いたしまして、火をとめる作業をいたしました。午後3時ごろには焼却炉内のごみも燃焼されまして、自主規制値を下回って停止したというところでございます。

原因ですけれども、今回は6月1日から年次点検のために全炉停止をしておりましたので、新しいごみがどんどんたまっているような状況でございました。そして1号炉の年次点検が先に終わりましたので、6月16日に1号炉を稼働したところでございましたが、その4日後の20日には、今回の水銀の上昇が見られたということです。その当時は、新しいごみしか燃やしていませんでしたので、この6月20日の件につきましては、新しいごみと考えてほぼ間違いないと思っております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、4月23日よりもさらに上昇のスピードが速かったことから、例えば家庭から出る体温計数本とか、電池数本というレベルではないことが想定されますので、おそらく事業系のごみだろうということも、非常に確率としては高いと考えております。

対応状況につきましては、水銀を含む飛灰が付着したと考えられるバグフィルターの清掃を行い、消石灰を吹き込むという、4月と同様の措置を講じております。また、地元協議会の正副会長及び安全衛生専門委員会の委員長にも報告を行ったところでございます。

再稼働でございますけれども、これも4月同様でございます。水銀のトレンドを委員長に見ていただきまして、バーナー点火の了承が得られましたので、まずバーナーの点火をしたというところでございます。バーナー点火後も水銀濃度の上昇は見られなかったことから、23日の午前10時にごみを投入して、焼却を再開しております。

今後の対策ですけれども、4月に引き続き6月にも起きたということで、今までの対策以上のことをやらないといけないだろうということで、今まで行ってきた対策に加えまして、次の4点を順次実施していきたいと考えております。

まず1点目です。今回、おそらく事業系のごみであろうと想定されますので、三鷹市内、調布市内、両市内にございます全ての事業所に対しまして、水銀を含む有害物質の適正処理をお願いするチラシを配布するという

ことをごさいますして、もし水銀を含む廃棄物が捨てられないで困っているということがございましたら、ぜひご相談くださいという啓発、それから分別の徹底、そういったPRチラシを配布していきたいと考えております。

今、両市に伺ったところ、最大で三鷹市で4,000事業所、調布市で6,000事業所、合計1万事業所があるとお伺いしているところでございます。ただ、全ての事業所が水銀を扱っているとは思えませんので、今後、両市とも相談の上、配布する事業所については検討していきたいと考えているところでございます。

それから2点目、搬入物検査の回数を増やすということでございます。今日、席上配付をさせていただきましたカラーの印刷物、「搬入物の検査」をご覧ください。実際にどういうことをやっているかといいますと、搬入車両からまずごみをおろします。全てのごみ袋を破きまして、中身を全てチェックいたします。そして焼却不適物につきましては取り出して、かなり悪質な場合には、業者さんに持ち帰っていただくということです。少量の場合には、隣のリサイクルセンターで処理するというところを行っております。

こういった搬入物の検査ですけれども、今までは月1回のペースで行っておりましたが、今後は、三鷹市、調布市とも協力しまして月2回、将来的には月3回ぐらい行っていきたいということでございます。

それから、搬入物の検査ということで、今までは事業系のごみは許可業者の車を中心に行ってまいりましたけれども、事業系のごみは許可業者の車だけではございません。ごみ排出量が少ない事業所、ごみ袋でいいますと3袋ぐらい出す、そういった小規模の事業所については、事業系の有料袋を買えば事業所の前に出すことができます。こういった事業所の前に出ている事業系の袋については、許可業者ではなくて、委託業者さんが、一般の市民の方と同様に収集を行っております。

そこで今回は、許可業者の車にプラスすることとして、その委託業者が運んできた小規模事業所の袋といったものも、可能な範囲で検査を行っていききたいと考えているところでございます。

それから3点目、水銀含有廃棄物を排出する可能性のある事業所に対してアンケートを実施しまして、どのぐらいの廃棄物があるのか、量を把握するとともに、適正排出の指導を行うということでございます。これは、こちらの安全衛生専門委員会の中でもいろいろ議論いただいているところでございまして、後ほどの議題にもなっているようでございますので、そこで説明を改めてさせていただきたいと思っております。

それから4点目です。水銀は、通常は、蛍光灯とか体温計などに含まれており、そういったものは有害ごみとして排出できるわけですがけれども、事業者等から排出される、例えば瓶に入った水銀等といったものは、なかなか排出方法も処理方法も皆さんご存じないのが現状でございます。そこで、そういった処理の相談があった場合には、三鷹市、調布市のごみ対策

課とも連携しまして、今後行政回収を行っていきたいと考えているところでございます。

委員長 : ただいま、クリーンプラザふじみ1号炉の4月と6月の水銀濃度が急激に上昇したことに対する対応についての報告がございました。これは最後の今後の対応、対策のところでは皆さんのご意見をお聞きするということになっていきますので、次の協議事項の大きな課題にもなります。そこで改めて議論いたしますが、この最初の説明の段階で、ここだけ確認しておきたいことはございますか。それだけは今受けようかと思いますが、詳しい議論は次の協議事項の中でやりますので。

どうぞ。

I 委員 : 4月も6月もそうなんですけれども、これは具体的に言うと、水銀が何グラムぐらいという形で、さらに具体的に言うと、その物質としてこんなものが考えられると。要するに、その含有しているものがわかりませんでしたら、ご説明願いたいんです。

事務局 : 今回のトレンドを見る限りでは、先ほども申し上げましたとおり、体温計1〜2本とか、乾電池数本というレベルではないということではございまして、具体的に数値は確かではありませんけれども、数百グラムという単位と考えられます。

こういったものはどういったものが考えられるか。1つはやはり先ほど申しました瓶に入ったような水銀が、ずっと物置とかどこかにしまわれていて、ぼんと出されてしまったということです。これが一番可能性としては高いのではないかと推測しております。

ただ、水銀数百グラムというと、非常にたくさんの量を想像されるかもしれませんが、比重が1.4近いということでございますので、容積から言うと数十CCです。10分の1以下になってまいりますから、それこそヤクルトの容器の半分とか3分の2程度で数百グラムに達してしまうということですので、容量的には非常に小さいです。ですからなかなか発見するのも現実的には難しいということが、今言えるかなと思っております。

委員長 : まだいろいろとわからない中での推測ですね。ほかにございますか。

J 委員 : 通常の1号炉、2号炉では、燃えるごみは発生していないと思いますけど、燃えないごみが主体なんですか。そこら辺の確認です。

市の分別で、燃えるごみを出す日と燃えないごみを出す日がございまして、通常我々は燃えるごみというのは、家庭内のいろいろなごみだとか、紙だとか、そういうのを出しますけど、燃えないごみは一応プラスチックだとかを分別して出しているの、どちらのほうの処理が多かったかなという確認です。

事務局 : クリーンプラザふじみに入ってまいりますごみは、燃やせるごみだけでございます。ですので、市民の皆様から言いますと、月木、または火金に

出されている燃やせるごみでございませぬ。不燃ごみ、それから資源になりますペットボトル、プラスチック、瓶、缶等、そういったものについては、隣にございませぬリサイクルセンターに入りますので、クリーンプラザふじみには入ってまいりませぬ。

副委員長 : 先ほどカラーの写真で、搬入物の検査とご説明いただきましたが、ごみ袋を破袋して中身を出すということですね。月に1回ということ、頻度のご説明がありました、何台も車は来るわけですね。そうしますと、これは見せていただきますと、大きなシートを敷いて、そこへ出したと。それで一番下に搬入不適物の分類という写真もございませぬけれども、来る車両の全てをおやりになるのか、あるいは何台かおやりになるのか。その台数とか、それから搬入不適物の分類をしたときに、今回は水銀が大変問題になってございませぬけれども、水銀というものはあるのかどうか。

過去にこういう検査を何回かやった。そういう回数の中で水銀がもしあれば、ある程度の推測もできるんじゃないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

事務局 : まず回数でございませぬけれども、これは特に何回と定めておりませぬ。と申しますのは、ごみの収集車両によりまして、少ししか積んでこない車、それからたくさん積んでくる車があります。たくさん積んでくる車は当然ごみがたくさん入っていますので、1台調べるのに2時間とか3時間かかってしまう、少量しか積んでこない車は30分ぐらいで終わってしまうということがございませぬ。例えば1日7時間としますと、その7時間の範囲内でできる台数をやっていますので、通常少ないときで3台から4台ぐらい、多いときですと6～7台の台数を行っております。

実際に搬入不適物の内容でございませぬけれども、残念ながらと申しますか、水銀が出てこないんです。専ら瓶ですとか缶ですとか、燃やしてはいけないプラスチックですとか、そういったごみが多いということにございませぬ。

事業系ごみにつきましては、まず入ってきた許可業者さんに、今日はどこどこの事業所のごみをとってきましてかと、必ずヒアリングをして、それから実施していますので、排出事業所がわかる場合には、排出事業所も含めて指導を行っております。排出事業所が特定できない場合には、許可業者さんに指導して、そこから指導していただくということも行っております。

副委員長 : そうしますと、この搬入物の検査をしているのは、搬入された総量のうちのほんとうにほんのちょっとということになりますか。

事務局 : そうですね。大体月曜から金曜まで収集しているわけですから、基本的には、1日平均で申しますと190台入ってきますので、そのうちの4台から7台程度ということですので、比率的には少ないかもしれませぬ。

委員長 : それでは次の協議事項に移っていきたいと思います。一旦、専門委員会を閉めたいと思います。

6 協議事項

(1) 施設部会 水銀問題について

事務局 : それでは、ここから施設部会を開催しますので、部会進行を施設部会長にお願いいたします。

施設部会長 : これからは協議事項ということで、施設部会を開始したいと思います。先ほど説明がありましたクリーンプラザふじみ1号炉の水銀問題について、引き続き質疑応答をお願いいたします。質問のある方よろしくお願ひします。

F委員 : さっきのペーパーのかかわりなんですけど、委託業者、協業者含めて1万と聞き取っているんですけど、どんなのかイメージできないんです。

この場合で言う業者というのはどんなのが入っているのか、それをちょっと知りたいです。後でチェックするとかいろいろな問題が考えられるので。

事務局 : 今回、三鷹市、調布市の両市域内にある全事業所という言い方をしておりますので、基本的には全ての事業所ということになります。小規模事業所につきましては、事業系の有料袋を使って出すことができるんですけど、必ず三鷹市も調布市も、ごみ対策課に登録をいただいております。そういう面ではいろいろな業種が含まれていると思います。

今登録されているのが三鷹市で4,000事業所、調布市で最大で6,000事業所ということなんです。例えば飲食店だったら水銀は使わない可能性が高いわけですから、そういった事業所は今後外していこうということも、両市と今検討を行っているところでございます。

F委員 : 水銀を使うであろうと思われる業者というのは、ある程度イメージできれば、そういうところから出てくる可能性が最も高いわけだから、出すのについて、そういうところを集中的にいろんなアプローチをしていく。そういうのが効率的だし効果的。それでそういうのは一体どうなのかなと。イメージできないので質問したんです。

施設部会長 : 要するに事業者の母数のイメージがよく湧かないから、それがわかった上でローラー作戦するんだったらするんですけど、その実態が少しわかったほうがいいんじゃないかということですね。

事務局 : 今回、この趣旨でございませうけれども、広く分別の徹底をお願いすることから、広報的にはなりますけれども、全ての事業所に出そうと。あとは当然、可能性の高い事業所というのはあるわけですし、それについてはこの(3)、「可能性のある事業所に対して」という、こちらのアンケートを送ろうということなんです。これは皆様にもご議論いただきまして、とりあえず医療機関等を最初やってみようということにはなっておりますが、今後医療機関のみならず、例えば工場ですとか、そういった水銀を扱っている可能性のあるものについて、対象を広げていきたいとは考えているところでございます。

施設部会長 : ほかにございますか。どうぞ。

K委員 : その件について、過去にもお聞きしたわけですがけれども、業者の中で、過去にやっていたけど、今はやっていないのが一番危ないということにな

りましたよね。全部にわたるよりも、集中的に、最もそういうものを出す可能性のあるところを調べるほうがいいと思いますので、差し当たって、現在使っている事業所、これは簡単にわかるんじゃないかと思うんです。それから過去に使っていたところというと、保健所あたりはそういうデータがないのかどうか。僕は1万社の中から選ぶというより、可能性のあるところを集中的に重点的に選んで潰していくほうがよろしいかと思うんです。

施設部会長： というご意見で、そこはいろいろご意見があると思います。この（1）から（4）の対策のベースになっている考え方ですので。貴重なご意見ですので、事務局で何か回答ありますか。

事務局： 今のご意見ですけれども、前回の安全衛生専門委員会の中でそういった話がありましたので、多摩府中保健所に行ってまいりまして、例えば医療機関であれば、当然開設届というのが必要になりますので、まず情報がそこにはいっぱいあるということです。保健所もそういうことであれば協力するというので、7月中旬、もう来週ぐらいには、いわゆる医療機関の情報、リストみたいなものをいただけることになっております。また両医師会の非会員みたいなのところも調べまして、それで両医師会ともご相談というか、ご協力いただきながら、そのアンケートの実施を考えていきたいと思っております。

施設部会長： 一応その過去のデータについては保健所に協力を求めていく。むしろ先ほどのご意見では、可能性の高いところがあるんじゃないかと。その可能性の高いところってなかなか難しいと思いますけれども、どんなところを大体お考えになっているんですか。

K委員： やっぱり医療機関だろうと思うんです。それから僕の経験だと学校は結構使いますよね。電極なんかに使ったりしていますので。電気系の学校というのは調布にありますけれども、その辺も電極なんかに使ったりしているんじゃないかなと思います。

施設部会長： 前回まで議論していたのを、医師会の皆様のご協力でやっていこうと。その辺の可能性が高いところからやっていこうという発想だと思うんです。だからその延長上で、もうちょっと関連した養護施設とかにも広げたらどうかという話があって、その考え方に対して、今度は一気にローラー作戦みたいになってきているわけですよ、この対策案は。

そのときでもチラシを配るぐらいの話ですから、非意図的にやってしまったという人に自覚してもらうようにしようというので、これはある意味で性善説に立っているんです。確信犯だったら、これは逆に、もっとうまく入れるよという話になってしまうんですね。そこが一番難し点なのです。廃棄物は昔からこれが一番難しい話です。ですからそういう意味では、この4つの対策の考え方の基本になっているところを少しお聞きしたいという意見は、非常に重要な意見だろうと思います。

ほかにございますか。

J 委員 : 先ほど燃えるごみの内容を確認したんですけど、私どもは通常、燃えるごみに体温計、それから血圧計だとか、そういうのを入れるのは、常識的に考えられないんです。それはちゃんと燃えないごみとして分別して、別に出すということになっておりますから。それを破っているんですから、やはりよくわけのわからない方で、市役所の指定の袋であれば何でも入れていいという考え方の人も、まだまだいるんじゃないかと思うんです。そうしますと、やはりこれを防ぐにはもっとPRして、そういったものは燃えないごみとして出して、識別をはっきりするという徹底が必要じゃないかと思うんです。僕らは常識的に考えても、燃えるごみにこういうものを入れるというのは、考えられないんです。そこら辺いかがでしょうか。

施設部会長 : ありがとうございます。それは基本的に事務局のお考えと変わらないところですね。そういうのが普通だけど、そうでない人もまだいるだろうという前提でチラシをどんどん配って徹底していこうというのが1番目の発想ですね。特に事業所だろうという前提で動いているんですよ。

ところが事業系ごみというものの定義って非常に曖昧な部分があって、小さな事業所でやっているところは、表から収集ごみで出すと家庭系ごみであって、裏から許可業者に出すと、これは事業系のごみで、同じものなんだけど、裏から出すか、表から出すかで変わってしまうという笑い話があって、それぐらいファジーなんですよ。だからそういう小さな事業者なんかで、どういう対応をされているかということまで考えていくと、なかなか大変な話なんですね。その辺は事務局はどう考えているんですか。

事務局 : 今回の水銀の上昇のスピードが速いということで、やはり事業所の可能性が一番高いだろうということを前提に、私どもはとりあえず動いてみたいということです。

当然水銀を使っている可能性のあるところには、単なるチラシだけではなくて、先ほど申しましたとおり、アンケート等を実施しながら、適正な排出を直接指導していくということをやっていきますし、可能性はほとんどないんでしょうけれども、万が一ルールがわかっていなくて、出してしまっている事業所があるかもしれませんので、そういった事業所に対しましてはやはりチラシを配布するという、二刀流でやっていきたいと思えます。

確かに部会長のおっしゃるとおり、小さな事業所ですと、家庭系のごみも出ますし、事業系のごみも出ますので、その辺の境目は非常に難しいわけですがけれども、三鷹市も調布市も事業系ごみを出すときには事前登録制になっていますので、登録をしていただいた事業所というのはそれなりに意識のあるところだと思っていますので、そういった事業所については、一応今回チラシを配布していきたいと考えているところでございます。

施設部会長 : もう一点お聞きしたいのが、どの都市もそうなんです、収集しませんという廃棄物があるんです。それでその収集しませんという廃棄物については、相談に乗りますという感じで、適正な処理事業者を紹介しますといったことをおやりになったりするんですけども、その収集しませんとい

うものについての現在の対応はどうされているのでしょうか。

事務局 : 収集しないもの、俗に処理困難物というものでございますけれども、今まではこういった瓶入りの水銀等も含めて、三鷹市も調布市も、どちらかというところ業者さんの紹介という一般的な対応になっておりました。

昨年から今年にかけてのこの水銀の状況を踏まえまして、業者さんに紹介したとしても、必ずしも事業所が、市民も含めてですけれども、その紹介した業者さんに適切に排出するという保証がないことを踏まえれば、やはり相談があった時点で、水銀については行政で回収したほうがいいだろうということを今回検討した結果、(4)になりますけれども、行政回収をやっていこうということでございます。

ただ、今回水銀に限って行政回収という前提で考えておりますけれども、水銀以外にもいろいろ処理困難物はございます。場合によっては、そういった処理困難物が業者さんに渡らずに不法投棄ということも考えられるわけですが、当面は一番困っている水銀について、三鷹市、調布市とも連携をして、相談があった場合には、業者さんの紹介ではなくて、行政で回収しようと、今考えているところでございます。

J 委員 : ぜひこれはお答えいただきたいと思うんです。読んだ本によると、水銀というのは日本で今、すごくだぶついているんだそうです。それで不法投棄がこれから毎年続くだろうと予想されていまして、ぜひ行政機関を通じて集めるように、そういう制度をつくるべきだと思います。

施設部会長 : 貴重なご意見ありがとうございました。おっしゃるように、水銀規制、水銀条約をつくって、みんなで使わないようにしようと言っているから、今まで市中に出回っていたものが集められて、どこかにストックしなきゃいけない状況がどんどん出てくるんです。ですからそういう意味では、もてあます人がたくさん出てくるということなので、負の遺産になりかねないんです。だから早目に、そういう周知徹底して受け皿をつくってあげるといのは重要ですね。おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。

J 委員 : あと1点は、資料4の一番最後のページで、「不要になった水銀血圧計・水銀体温計回収結果」と書いてありますけれども、武蔵野市とごみの燃やせる契約をやってますね。300トンか何か。

それで主体の質問は、武蔵野市でもこういうPRを徹底しているのかどうか、そこをちょっと質問したいんです。

事務局 : 武蔵野市におきましても、三鷹市、調布市同様、こういった水銀の入っている可能性のあるものについては、有害ごみということで収集しておりますし、その収集方法につきましては、リサイクルカレンダー、それから広報等を通じてPRをしていただいておりますので、武蔵野市のごみだからということはないと思います。同等のPRはしていただいているところがございます。

施設部会長： ほかにございますか。この報告は、報告であると同時に、今後の対策について4つの対策をお出しになっていて、先ほど副委員長からの質問がありましたように、搬入物検査の回数を増やすと書いてあるけれども、どう増やすのだ、やり方は同じなのか、これがどれくらい抑止力になると考えているのか、多分そういう質問だったんじゃないかという気もするんです。それについてあまり明確な回答じゃないなという気がしたんですが、いかがでしょうか。

事務局： 今、部会長からお話がありましたとおり、この搬入物検査の一つの目的としては、直接異物を発見するというのもありますけれども、抑止力効果を狙っていることも一つございます。許可業者は、非常に連携が密でございまして、搬入物検査をやっているという情報が、あつという間にほかの業者さんにも伝わるといことですので、そういう面では、抑止力の効果はある程度期待できると考えているところでございます。

どのように増やしていくかということですが、先ほど申しましたとおり、1か月1回というところを2回、3回と増やしてまいりたい。しかもこれは抜き打ちでございまして、例えば毎週何曜日にやるということも一切公表しておりません。曜日を変えますし、時間帯も変えて行っていくということで、抑止力効果を狙っているというのも一つ大きな目的でございまして。

施設部会長： そういう意味では、事業者に検査があるということ、何かネズミとりみたいな感じですがけれども、そういう効果を持たせるようなやり方をし、かつ回数は増やすと。増やすというのは、現在月の1回を3回に増やすということですね。いろいろとこの検査の仕方もありますけれども、皆さんが手でこうやって丁寧に袋を破いて中身を分別するようなやり方は、一番徹底したやり方だと思うんです。これはやっぱり結構時間がかかるなという気がいたしますけれども、これくらいしないと、わずかな金属水銀の瓶入りなんていうのは見つからないんじゃないかと思うんです。

そういう意味ではここを少し強化して、かつPRするんでしょうね。検査をずっとするぞ、変なものを出すと、こんなのでひっかかりますよというのがわかるように、ここはどんどんPRしてもらったほうがいいんじゃないかと思えます。

ほかにございますか。この4つの対策で何かご指摘、アドバイスがあればいただきたいということが事務局の希望なんですけど。どうぞ。

K委員： 水銀の状態は、今瓶に入ったものと言われて、そうするとものすごく限定されます。先生、瓶に入った水銀は医療機関じゃお使いになりませんよね。

L委員： はい。

K委員： そうすると、僕は学校に触れざるを得なくなるんだけど、私どももそういう瓶を使っていたから、その攻め先がものすごく変わってくると思います。そうすると、試薬、薬品として使っているということですから、大分違うと思います。あるいは薬品として水銀を使う業者もおるかもしれ

ませんけれども。

施設部会長： という意味で、簡単に瓶入りの金属水銀なんて言っていますが、まだあまり根拠がないし、どんなものが可能性として高いかというのは、初めは体温計とか血圧計と言っていて、医療機関と言っていましたけど、ほんとうに金属水銀だけなのかと疑っていくと、意外と昔の農薬は酢酸フェニール水銀を使っていますし、それから塩化第2水銀（ショウコウ）は消毒剤にも使っていたりして、いろんな化合物で存在している可能性もありますので、そういうのがないとは限らないとなってくると、また広げなきゃいけないということですね。

だからそういう意味では、対策を打つときに、前提として金属水銀みたいなのが深まって入ってきているであろうというのが、意外とあまり根拠のない先入観だったりして、対策を間違ってしまう可能性もありますね。だからもうちょっと広く、水銀化合物の可能性で議論しておく必要もあるかもしれませんね。

ほかにございますか。

E委員： 広報の方法なんですけれども、例えば音による広報。防災無線を使ったり、広報車を活用したりということも、タイムリーにできればいいのかなということも考えていただければと思います。広報の中身として、水銀が自主規制値を超えたら焼却炉をとまるんですよと、そういう言い方をしなければいけないのかなと。それとともに焼却炉をとめるということは、ダイオキシンの発生もあるんですよと、脅かすというか、そういう広報の仕方もあるのではないかなと。それで注意を呼びかける形もいいのではないかなと思います。

施設部会長： ありがとうございます。音できちっと伝えるって重要かもしれませんね。書いたチラシというのは基本的に読まないですから。耳はどうしても入ってきますから。そういう意味では確かにおっしゃるとおり、何かうまくできれば。事務局のほうでどうですか。

事務局： 三鷹市、調布市とも相談させていただいて、対応が可能かどうか検討いたします。

J委員： 先ほど、瓶に入った水銀で考えついたんですけど、水銀というものは、誰でも自由に買えるものでしょうか。それとも規制値があって、特定の業者、あるいは指定業者じゃないと買えないんでしょうか。そうすると、その買い入れルートというのが限定されていくんじゃないかと思うんです。体温計だとかは、もう加工されているものですから、メーカーが大量に買って加工するんでしょうけど、公的に、例えば先ほど委員長のお話の消毒だとか、あるいは防虫だとか、そういうものに使う場合はどうなんでしょう、そこら辺のルートというものをお聞かせいただいたらと思います。

施設部会長： 多分水銀、あるいは水銀化合物の取扱量の管理システムがどうなっているかということなので、事務局のほうで、P R T Rで調べられたと。それをご紹介いただけませんか。

事務局 : これは昔、両市にまたがるかもしれませんが、いわゆる自動車関連のメッキ等の工場、それも家内工業でやられて、実際にはP R T R法の運営されているところは網かけができているんですが、そうでない廃業されているところは、その網かけに入らない可能性もあるのではないかなと、ということで、ちょっと我々は調べたことがございます。ただ、完全に実際にはP R T R法の網かけの業者はわかったんですが、その廃業したところまでは、突きとめることができませんでした。

施設部会長 : 補足しますと、化学物質の取り扱いと移動量を自主的に報告するという制度があって、東京都はかなり国の基準よりも量の少ないところ、種類の多いところまで広げてやっているんです。だからその制度で、この水銀のある程度の移動とか存在量がわかるはずだというのが、このP R T R法に期待するところなんですけど、そこをうまく外れているところもあるというのを、今ちょっとおっしゃったんです。

化学物質の管理量を自主的に報告して、自発的に管理を徹底していこうという制度そのものは運用されているんですけど、どうもやっぱり廃棄物で出すところで、小規模のものが網から落ちていっているというのがあるわけです。

そこのところが、制度全体でカバーしているのに対して、やっぱり制度のすき間があり、ここがまだカバーできていないという整理をして、対策を打っていかれると、抜けがないようになるんじゃないかと思うんですけども。おっしゃるように前提で、金属水銀だったら学校、研究所じゃないかとか、体温計とか血圧計だったら医療関係機関じゃないかとかというのがありますから、そういうものからある程度特定していった網をかけていくやり方もあろうかと思えます。

ですからおっしゃるように、どんな人がどんなふうを買って、どういうふうに許可がされているのかというのは、非常に気になる話ですけども、P R T R法の条項の中でカバーされているところは、それで報告を受けてやられていると思いますが、まず量が小さいのは対象外になっているということですね。

ほかにございますか。どうぞ。

副委員長 : 基準値を上回る水銀濃度ということがあったわけですけども、これは実際に燃焼、運転しているときにわかるわけですよ。例えばエピソードがあると、その後少し休むということになるんですけど、ふだんは出ていないわけですよ。これはたしか連続モニターしているわけですよ。そうしますと、もともとあのピットの中でごみを取り出して炉に入れる。これはその炉に入れたときに、あるごみをとったらそこから出てきたと考えていいんですかね。

施設部会長 : 副委員長は何か違う面で。

副委員長 : いやいや、もしそうだとすれば、燃焼したその期間、あるいは高く濃度が出た期間の日数を数えて。そういう情報もちょっと役立つかなと。

施設部会長： ああ、その辺のことですね。

副委員長： おそらくもう一回再開するときには、温度が下がっているわけですね。ということは、フィルターはほとんど補修されているんだらうと。こういうエピソードがあると、フィルターを取りかえるか清掃しますよね。だからフィルターはほとんど補修されているんだらうと思うんです。

1 回目の 4 月 2 3 日はなかなかとまらないわけですね。下がらないわけですね。だから 1 回出てしまいそうな気がしますけど、フィルターにかなり補修もされる。

施設部会長： 多分そこでペンディングしているから。

副委員長： そういうことですね。そうすると、フィルターをやめたら、次はまた、炉の中のごみを入れかえるわけにいきませんから、そこは多分きれいになってしまったから、次に燃やし始めても大丈夫だったんだと。そういうことですね。となると、何か塊を推測するのはおそらく正しくて、瓶みたいなもののイメージ、あるいはもしかしたら農薬みたいな袋とか缶とかありますから、そういうイメージでいいんだと。塊ですね。

となると、これから起こるかもしれないけど、相当周知徹底する教育というんですか、そっちが大事かなと。それは意図的にやっていたら話になりません。だけど事故的にやっているとしたら、周知徹底させることでご理解いただく。今までは金属水銀というんですか、液状の水銀をイメージしていますが、ほかのものもたくさんあるとすれば、そういうことも含めてしっかり広報、周知、市民の皆さん方に知っていただくことが必要なのかなと。

ごみの攪拌と書いてあるんですけど、私はピットの中を攪拌なんかしても、そうするとあまり効果がないのかなと。固まってあるわけですから、攪拌しても塊のままどこかにあるだけで。ちょっとそんな気がするんです。コメントですけど。

施設部会長： 確かにおっしゃるとおりだと思います。去年のときに、底のごみにちょっとあるということで、底のごみをとると出やすいということがどうもあったと現場から報告があって、それは何か 1 個の塊じゃなくて、ある広がりを持ったようなイメージでないと、ああいうことが起きないような話をされていたので、単純な塊なのか、もうちょっと広がりがあるのかが、まだよくわからないということなんです。

それからもう一つ、再開するときにはやっぱり気になるのは、単に塊だったら、それを一気に出さないでゆっくり出して、除去装置が除去できる濃度レベルで出してしまえば、全部トラップできるわけです。だからそんなマイルドな燃し方して全部出してしまえということになるけれども、次、再開するときと同じように入っていたら、また出てくるから、それはモニターをちゃんと見ながら慎重に運転を制御して、出てくるようだったらもうちょっと火を下げていくという感じでやらないといけない、というので、再開のときが一番気になっていたんです。

ですからそういう意味で、小塊なのか、あるいはゾーンなのかというのは、まだちょっとつかみ切れていないという感じですけども、火を下げたから再開するときに、大体もう次は出ないというのが多いものですから、やっぱりスポット的な水銀化合物の混入かなという気がいたしております。

ありがとうございました。ほかにございますか。

L 委員 : だんだん医療機関原因説が薄らいできたようなので、ちょっとほっとしているんですが、一応念のためにもう一度、医師会に所属する医療機関の今までの対応と今後の対応のご説明だけさせていただきますと、今ちょうど資料4があるので、これを使ってもよろしいですか。

資料4の先ほど言われた一番後ろから2枚目ですか、東京都医師会の取組というところの紹介ですけど、前お話しさせてもらいましたが、平成23年度から東京都と東京都医師会で、24年度、25年度と、本格的にやったのは25年度からだと思いますが、一番最後のページのような自主回収という形をさせてもらっています。

平成25年度は、医師会員でない非会員に対しても門戸を広げまして、持ってきてもらえればこちらのほうで回収するという形まで広げましたけど、平成26年度はいろいろ資金の関係で、まだちょっとその計画は立てておられません。

ただ、今までのお話を聞くと、この間もお願いしたことなんですけれども、やっぱり非会員とか、あるいは廃業された方とか、それから医療機関ではない、いわゆる施設のところの水銀のことは、我々でどうしても把握ができない部分があるので、これは保健所で聞いていただきたいということで、今聞いていただけたということですが、やはり今のお話を伺いますと、平成26年度も、その非会員にも門戸を広げる、この自主回収の方向を検討してもらうように、東京都医師会と、それから東京都で検討してもらうように話しかけをいたします。

それは別としまして、今このアンケートというのは、おそらく医師会向けのアンケートなんですけれども、ほかの業者、相当する事業所にもそういうアンケートを出すという段取りで、非常にいいなと思うんですが、今後さらにその先なんですけど、そういうことでも例えば先ほども、意図的にやられてしまったらこれはしょうがないねという、その部分ですけども、そういうことがあったときには、行政指導とかいう形での対応というのはできるのか、あるいは考えておられるのか、そこら辺のところもあわせて伺いたいなと思います。

施設部会長 : どうも大変貴重なご意見で、取り締まるという感覚の指導を、少しは事務局は考えているのかということですが。

事務局 : 行政指導というお話がございました。実はこの件につきましては、東京都とも緊密に連絡をとっております。この水銀廃棄物については、東京都の見解は産業廃棄物という見解でございまして、産業廃棄物の管轄は東京都ですので、東京都で指導を行うということは東京都も言ってくれています。

ただ、排出者が特定できないと、東京都としても指導ができないということですので、早く排出者を特定してくださいということを東京都からは言われております。

施設部会長：　ということで、産廃という扱いを受けて、ある意味で不法投棄している現場を押さえれば、都がその指導に当たるということで、それくらいの気持ちを持って当たらないといけないかもしれないですね。先ほどの性善説に立つか、性悪説に立つかで、大分方針が違ってくるということになってきますので。

副委員長：　あと、ふじみ衛生組合でここ最近続けてあったわけですがけれども、ごみ処理工場というのはほかにもたくさんあるわけです。ほかの地域でこの種のことというのは、やっぱり同じような問題を抱えていると思うんですけれども、そういうことについて情報というのはいかがなものなんでしょうか。

事務局：　東京二十三区清掃一部事務組合の焼却施設においても、やはり水銀が原因で焼却炉がとまるという事案が、年に数回発生しております。なぜ東京に集中しているかということなんです、実はこの水銀を連続測定しているのが、東京二十三区清掃一部事務組合とふじみ衛生組合だけなんです。ほかの焼却場というのは大体、2か月に1回測定するだけです。連続では測定していません。ですので、2か月に1回の測定の日には水銀がでていないと測定できないということがございまして、ほかでは問題にはなっていないのが現状かなと理解しているところでございます。

施設部会長：　東京都内の焼却施設でも何か同じような傾向で出ているという話がありまして、そうすると、これはある意味では今まで知らなかっただけでという可能性があって、意外と本気で国にも対策を打ってもらわなきゃいけないかもしれない面も含んでいますね。

私も実は職場が川崎で、川崎市環境審議会の廃棄物部会に所属しているんですけれども、やはりこういう話題になります。ところが新しく建てた施設も、水銀の連続モニターはついていませんから、事務局はわからないと言えば済みます。ですから搬入物検査だけは徹底しますという言い方をされています。自動の搬入物を検査するようなトラックが1台あって、それから平べったくごみをならして、どんなものが入っているかがわかるような、コンベアラインみたいなのがくっついているのがありますが、そういうので入れて、搬入物の検査を徹底しますという言い方をされています。

ほかにございますか。ないようでしたら、一応この皆さんの貴重なご意見を踏まえて、また事務局のほうで今後の対策を練っていただきたいと思っております。

この施設部会をここで一応閉会にしたいと思っております。

(2) 健康部会

施設周辺における健康問題等について問われた場合の対応について

事務局：　ここからは、健康部会を開催いたしますので、進行を健康部会長にお願い

いたします。

健康部会長： それではここから健康部会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。資料4について、事務局からご説明をお願いします。

事務局： 水銀アンケートの資料でございますけれども、2枚目の4番の意識調査の(1)番、水銀の性状というところがございます。その中で、「水銀の性状について(参考)」と書いてございますけれども、沸点が357℃、そして融点が「38.9℃」と書いてございます。この38.9℃なんですけれども、マイナスが抜けておりますので、正しくは「-38.9℃」でございます。済みません、訂正をよろしくお願いいたします。

あとは、この内容についてですけれども、前回いろいろご意見をいただきまして、追加したところがございます。

その追加した内容は全部で3点ございまして、1つ目が、まず1枚目の裏になりますけれども、1番の趣旨です。いわゆる目的みたいなところはアンケートの中に入れたほうがいいんじゃないかというご意見がございましたので、まずそれを入れたところが1点でございます。

そして2点目は、さきほどの4番の意識調査の(4)番です。水銀を誤って燃やせるごみに出した場合はどんな感じになるのかというの、このアンケートの中で出したほうがいいんじゃないかというご意見がございましたので、その1点についても追加させていただいております。

そして3点目は、先ほど説明がございましたけれども、東京都医師会の取り組みのご紹介も入れてほしいというご意見もございましたのでそこを追加しております。

前回と変わったところはこの3点でございますので、よろしくお願いいたします。

健康部会長： 資料4についてご説明ありがとうございました。何か質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは引き続いて、資料5についてもよろしくお願いいたします。

事務局： それでは、資料5についてご説明申し上げます。

資料5、「ふじみ衛生組合への苦情・相談対応マニュアル(案)」でございます。施設及び健康に関するそれぞれの問題発生時の対応手順を1冊に、事務局としてまとめたものでございます。構成は1ページの目次に記載してありますように、最初に目的。2点目に苦情・相談に対する対応手順。この項目は施設関係、健康関係共通のものとしてまとめてございます。3点目が、施設における事故等に対する対応手順及び苦情・相談に対する対応手順としてまとめてございます。4点目が、健康関係の苦情・相談に対する対応手順として区分けしてございます。

次に、2ページの1、目的でございますが、ここは施設としての取り組みの基本に基づいて、問題が発生した場合の取り組みをマニュアル化したことを記した内容にしてございます。

その次の2、苦情・相談に対する対応手順でございますが、施設関係、

健康関係の共通の項目として、組合の受付窓口を定めまして、手順としては第3回委員会で確認されております、5ページに別紙1としてあります、「審査事項の対応フロー」でございます。これが別紙1として第3回の委員会で皆さんのご確認をいただいた項目でございます。

その確認をしていただきましたマニュアルを基本にして、流れを作成したものでございます。

それから、6ページに別紙2としまして、「苦情・相談受付票」というのを作成しております。これに書いてありますのは、氏名、住所、電話番号、受付区分としては健康に関する問題か、さもなければ施設に関する問題かというのを、丸で示すようにしてございます。あとは性別としての男性、女性、それから年齢欄、職業、そして苦情・相談の内容を簡条書きにする、まず最初の受付票ということで、案を提示させていただいております。

その受付票をもとに、2ページの(2)の苦情・相談受け付け手順(別紙1)に従いまして、このフローをつくってございます。

最初に受付票により受け付けを行いまして、それをもとに組合内で精査をする。その精査をするというのは、この問題をまず地元協議会にお諮りするかどうかを組合内で検討するというところでございます。

そして、組合で地元協議会に諮る必要があると判断した場合には開催して、その地元協議会で、これを専門委員会に委ねるものかどうかをご判断いただきます。そして組合を通じて判断して、もし専門委員会に図る必要があるということであれば、組合はすぐに専門委員会を開催する。そしてその苦情・相談案件等を、資料等をそろえてご相談するという内容でございます。

専門委員会は、施設部会または健康部会、どちらに諮るか、丸をつけて一応粗々で書いてございますが、専門部会の中でも見ていただいて、もし専門部会の施設部会の案件であるということであれば、内容としてはそこにもクのところに記載してございますが、運転管理問題・事故等の事象に関する苦情・相談等についての審議・調査・評価、そして、その結果を専門委員会より、報告として組合に指導または提言する。

ケのところですが、健康部会の案件であるということになれば、健康問題に関する苦情・相談について同様の審議、または組合への指導等を行うという内容でございます。そして組合は、専門委員会の報告に基づいて、その対応を実施する。

それと同時に、サでございますが、組合は、地元協議会に専門委員会の報告内容を伝え、その後、苦情・相談者に結果報告を行う。広範囲に影響がある案件については、地元住民及び両市の市民に広報等による説明や周知を図るという内容でございます。

次の3でございますが、これは廃棄物処理施設における事故等発生時の対応手順ということで、申しわけございませんが、この項目につきましてはまだ整理が終了していないために、次回以降の検討ということでお願い

したいと思います。

次に、4ページでございます。4ページの4の組合周辺の健康問題に関する苦情・相談への対応手順でございますが、これは先ほども話した2の流れに準じてございます。これも今まで健康部会の中で話し合われてきました基本的な処理の流れ、先ほどもご案内しました5ページの別紙1を基本として、2の苦情・相談に対する対応手順に従って処理を進めるようにしてあります。

10ページに別紙5の問診票、これは前回の委員会で健康部会長からお示しいただいた問診票の案の内容でございます。この問診票は、健康面での苦情・相談を受付票により受けた後、問診票による健康部会の医療関係者により聞き取り調査を実施。そのときに、今までの健康診断結果をお持ちであれば提供していただき、一次の審査・検討・評価を行い、組合施設による影響の可能性がないと判断された場合には、両市の医師会の先生のご協力により、医療機関を紹介して、診療をお願いする。

万が一、その組合の施設により影響が疑われると、この医療機関の先生方の判断が出た場合には、疫学的調査を含め、組合施設の周辺（500m以内）——現在の地元協議会のエリアでございます——組合周辺の住民の過去5年間の健康診断データを両市から提供してもらい、専門委員会健康部会の医療関係者及び保健所並びに両市の関係部署を含め、調査・検討・評価を行っていただきます。

結果報告につきましては、適宜適切な時期を捉えて、両市の広報等及び周辺住民への説明会等を行い、市民への周知を図るという内容で、一応たたき台ということで作成してみました。

健康部会長： ありがとうございます。今、資料4と5についてご説明いただいたわけですが、健康部会のみで扱う部分でない部分もあったので、少しわかりにくかったかもしれませんけれども、お手元にある資料にあるとおりでございまして、少し補足して説明させていただければ、資料5は1枚ぺらの用紙もございますけど、当日資料というのはございまして、これはちょっとわきに置いていただきまして、冊子になっているほうの苦情・相談対応マニュアル（案）というものを見ていただければわかりますけれども、健康も含めていろいろなお申し出があるとすれば、組合が受付窓口になるというものです。

それは冊子のほうの資料5の5ページを見ていただきますと、対応のフローというのがございまして、上のほうの「事象発生（苦情・相談）」の大きな矢印が「ふじみ衛生組合」となると。組合側に当然そういうことが来るのが前提になってございます。

そしてそれを受けて、地元協議会にご相談申し上げて、その検討を経て、専門委員会に組合からいろいろお願いする。こんなことが基本的な入り口とご理解いただければよろしいと思います。

その中での健康問題につきましては、いろんなお話も申し上げましたけ

れども、基本的には協議会の皆様方が中心になるかと思いますが、そういう方々のご協力も得て、それなりに健康診断の資料を提供していただいて、基本的なデータベースをつくっておくとよいのかなと、こういうことのお話を、私は従来からしているところでございます。

具体的にこのマニュアルの中には書いてございませんけれども、そういうことを地元協議会のほうで積み重ねていただいて、それらは協議会の事務局自体が衛生組合にありますので、衛生組合で資料を保管、管理するということがあるんでございますけれども、それは書かれていませんが、そういうことが前提にあるということをちょっと頭の中に置いていただいて、具体的にお申し出があって、健康に関する問題だとすれば、この専門委員会の医療にかかわる委員がそれをチェックして、今説明にありました、この資料5の4ページの4、組合周辺の健康問題に関する苦情・相談への対応手順というところの(4)ないし(5)のような対応が可能ではないのかなと。

(4)の場合は、個別の問題であるとするれば、適切な医療機関へのご紹介等を含めて医療サービスをお世話する。(5)の場合は、それなりに大きな問題となれば、それなりの対応をしなくちゃなりませんので、これは昨今さまざまなデータに関して、ビッグデータという言葉がはやってございますけれども、そうした意味で、これは行政も含めてそれぞれのデータを保管する立場にある者の務めかもしれませんが、そんなことは将来に可能かとは思いますが、ふだんから全体をモニターするということがあるかもしれませんが、そういうことはなかなか難しいので、それらが将来あることは視野に入れるにしても、それなりに資料がそれぞれの機関にはございますので、それらの開示を求めて調査・検討・評価を行うことを、今ここでお約束することはなかなかできないかもしれませんが、働きかけて実現していくことになると思います。

こういうことがなかなかできないとすれば、先ほど、これには書いていないけど私は申し上げましたが、地元の協議会で有志の方にご協力いただいて、健康診断の結果とか、そうしたものを出していただいて、これは事務局そのものは組合の中にありますので、組合の中に保管していただいて、それを専門委員会の中の健康にかかわる担当の委員がそれなりにチェックして見ていくことが、また前提でありますけど、この地元協議会の方のご協力があって初めてのことですが、そんなことで、健康モニタリングに関しては、保管して進めていけるかなというところでございます。

具体的に書いていないので不明確かもしれませんが、私が申し上げたいのは、このごみ処理施設というのは市民にとって必要なものですから、市民と施設がその運営に協力していく。しかし健康問題が起こっちゃいけないわけですから、健康問題に関しても、それなりに市民も少し骨を折っていただいて、ご協力いただくような部分でモニターをしていくと。前々から申し上げていることをもう一回改めて申し上げますと、そんなものだ。

ただ、このマニュアルの中には書かれないんですけれども、地元協議会の地元の活動といたしますか、地元の協力の姿勢ということでご了解いただければ、私、それから具体的にはもう少しのほかの委員も了解しているところがございますので、ご了解いただければと思っております。

何かご質問ございませんでしょうか。

L 委員 : 4 ページの 4 の (3) のところから健康部会長にお伺いしたいんですけど、これは苦情・相談があって初めて問診票のことをやって、そこで専門委員会の医療関係者による第一次の調査・検討・評価を行う、そういう流れと理解してよろしいんですか。

健康部会長 : ご質問ありがとうございます。問診票のことにつきましては、これに書いていないと私が申し上げたのは、地元協議会の皆様方で、健康診断の結果と問診票についてのふだんのデータというのは、それなりに別個にご協力いただくと。そのご協力はデータベースとして存在するとして、何か苦情があってお申し出があったときに、その苦情に際して同じ問診票、あるいは健康診断の資料をお持ちでしたら、健康診断の資料もあわせて、その方についてご提供いただいて、お申し出いただく、こんなことで考えてございます。

補足でご説明申し上げますけど、平生の資料として、健康診断の結果というのは、何人の方にご協力いただくかわかりませんが、平均的にはこんなところ、あるいは問診票についても平均的にはこんなところというデータがふだんあると。ふだんは水銀がたくさん出るとかということがないことが前提ですけれども。

そして、たまたまそういうときに苦情のお申し出があったときに、その方についても少し書いていただいて、比較検討して、それをもとに、ちょっと大げさですが、第一次の調査・検討・評価ということになりますけれども、これは小人数かもしれませんが、少なくとも医師会の先生方は日常のお仕事がお忙しいかと思っておりますので、差し当たっては、この健康部会の私と B 委員とで、少し見せていただくようなことを想定してございます。

F 委員 : 質問も含まれると思うんですが、今まで議論をしてまいりました問診票、先生の今のお話だとデータベースがという問題がありますね。今、(3) のところで、苦情のある人は問診票となっていて、データベースのことはあまりここに書かれていない。

それで、データベースについて僕らは今まで、200人とかそういう数で大体判断できるんじゃないかというお話なども聞きながら、どういう協力ができるのかという議論も少しさせてもらいましたけれども、その種のデータベースというのは、両市の健康調査みたいなことで、市民のそういう状況を把握できていないのかどうか、できているとすれば、そのものとの比較で、それをデータベースにしてもらえないのかというのが1つと、それから4のところにあるんですが、市民のサイドで不安なのは、公害問題の立証などというのはなかなか困難で、長期にわたって争わなきゃなら

ないような問題で、そういう事態は我々は避けたいという思いが強くて、そうした心配を解消する問題として、杉並病のときに医学調査という手法が使われまして、そういうところに基づいて判断がされたことを参考に、それを支持するという立場で議論が地元協議会で進んできた経過があるんです。

(4)のところは問診票を出されて可能性があるかないかについては、(3)のところでも専門委員会専門部会で調査・検討・評価を行うとなっていて、どういう判断基準で評価がされるのかということは不明確になっていると思うんです。(5)のところに記述されているような、例えば地元協議会で議論されてきたような、疫学調査をもとに評価を行うとかいうことにならないのかどうか。それは全く素人の考え方で、その必要はワンステップ踏むことでいいんだということなのかどうか。その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思う。

健康部会長： ご質問ありがとうございます。少しクリアでないところがはっきりするかと思います。

まず、ご質問の最初のほうの部分ですけれども、(3)の中の苦情・相談申し出者だけこの問診票をやるのかということが1つありましたけれども、その前にご説明したように、この問診票や健康診断の資料等のデータベースというものに関しては、(5)のほうでビッグデータなんていう言葉も含めて少し申し上げましたけど、そういうことは将来想定できるにしても、すぐには難しい。

となりますと、この種の施設の運営というのは、両市協力して事務組合でやっているわけですけれども、市民もかかわっている。だから市民も少しそれに協力していただければということで、前回、前々回くらいから私も申し上げていますけれども、ボランティアの方から健康診断の資料ないし、同じ問診票で資料を提供していただいて、完璧ではないにしても、ある程度の判断のよりどころにあるデータベースを手元に置きたいなど、こんなふうに思っているわけでございます。

ただ、それが具体的に書かれていないので、ちょっと不安といいますか、ご不満があるかもしれませんが、それはそういうことを前提としているわけです。そして具体的に健康問題に関して苦情は、この組合の窓口に出て、それなりの審議を経て、健康部会で検討するとなりますれば、それについての調査・検討・判断・評価というんですか、専門委員会の健康部会の医療関係者でそれも行うと。その結果、個別の問題であるとすれば個別の問題らしく、全体の問題であれば全体の問題らしくやっていくと。

そこで初めて、ここに書いてあります疫学的な調査を含めて資料提供を両市にお願いして、本格的という言葉が悪いですがけれども、先ほど杉並病というお話もございましたが、その問題、ケースに適した手法等を考えなくちゃなりませんけれども、適したもので、実施可能な範囲内になってしまいますが、調査・検討・判断・評価を行う。こんなふうにご理解いた

できればありがたいと思います。

ただ、将来においては、ビッグデータという概念があつて、そういうことをふだんから行政体も含めていろんな組織体がやるようになれば、こういうことがわりと簡単にできる。でも、現時点では簡単にはなかなかできないかなと考えております。ですから、地元協議会の皆さん方、あるいは少しその周辺の方でもよろしいかと思ひますけれども、健康診断の資料等、あるいはこの問診票へのご協力等いただいて、自分たちなりのデータベースを積み重ねておいていただけることが大変有意義かなと、こんなふうと思うところでございます。

F 委員 : 重ねて、これは先生に質問するというよりも、そうしたデータベースになるようなものというのは、両市にはないんですか。例えば私の年代だと、市の誕生日健診みたいなのを必ずやられていますよね。僕は最近もう行かなくなったんですけども、その種のものとか、この前から話題になっています、学校の生徒の健康診断のデータとか、先生のおっしゃるデータベースというのは、そういうものが該当するものにはならないのかどうか。両市はそういうのがないのか、ちょっと質問も含めて。

健康部会長 : 最初に私からちょっとお答えいたします。疫学というのはなかなかややこしい部分のある学問ではありますけれども、できればなるべく状況がそろった方々について比較することが大事なことの1つです。

具体的に説明いたしますと、例えばお年寄りの多い地域とお年寄りの少ない地域があったとしまして、足腰が痛いなんていう訴えを比較する。お年寄りの多い地域のほうが、当然足腰が痛いという訴えが多いわけです。お年寄りが少ない地域ですと絶対少ない。ビッグデータという考え方は決して悪くはないんですけども、あまり一般的に広げたデータですと、本来の地域の特性のようなものが薄れるということがございます。

それで、ご協力いただけるかどうか大きな問題なんですけれども、どちらかという私たちが手元に置きたい判断のよりどころというのは、できればローカルなといいますか、局所に少し条件を絞った地域でしたほうが、どちらかといえば安心できるかなと。そんなことがあつて、私は前々回ぐらいにアイデアとしてお示ししたところなんです。

ただ、具体的に市町村では、それなりの健康診断というのをやっています、データの集積もございます。しかし、私の他の地域での経験では、個人情報保護条例というのはどこの市町村もかなり厳密なものを制定しています、そういうデータを一部分だけ切り出して取り扱うことに関して、なかなか敷居が高いといいますか、そんなこともありますので、そういう手間暇をいろいろ考えますと、この清掃工場はみんなでやっていくものという意識を考え合わせてみますと、協力しているんだということを皆さん方に持っていただけるほうが、より好ましいかなと、そんなところがちょっとございます。

ご追加があればほかの方もご発言をよろしく願いいたします。

B委員 : 私も疫学を専門とする者として、この対応の中に疫学調査の実施という言葉を入れていただいているというのは、非常に先進的で、前進しているなという印象があって。1つ、もしリクエストに応じていただけるのであれば、疫学的調査に関しては、組合周辺ということ限定するのではなくて、そこと同じような人口構成である、ほかにもう少し広げて、その両市の人々という形にしていいただければ、周辺の方が問題なのか、それ以外のところでも起こっているのかということを見ることによって、この組合の問題なのか、そうじゃないのかということのを、よりはっきり見ることができると思うので、ここに関しては、両市から提供していただくという形で記述したほうが、取り扱いやすいのかなという印象を持っております。

健康部会長 : ありがとうございます。B委員のご指摘のとおり、いわゆるコントロールというんですけれども、そういう資料に含めても、疫学的調査ということで、具体的に、対象という言葉がちょっと悪いんですけど、問題のあると考えられるところと、そうでないところなどを含めてご協力いただくと。ちょっとこれからは読み取りづらいかもかもしれませんが、そういうことが可能ならば実施したいということで含まれてございます。

委員長 : 4ページのこの4番の(1)から(6)までの流れで、やはり(4)と(5)が大変難しいなという印象を受けるんです。それで、(4)番は平たく言いますと、可能性がないというのが多いんじゃないかと思うんですが、可能性があるような状況が出たときに(5)番に行くんだと思うんですが、(5)番に行ったときに、両市の関係部署を含めて、健康の担当部署が動き出すという理解でいいんですかね。動き出すためには、少なくともこんなエビデンスを持っていかないとだめだろうねと。何かそこに関係してくるような気がするんです。

そこがどうなんだろうかということと、組合施設周辺(500m以内)というのが、過去の5年間の健康診断のベースになるデータをとっておけばいいということのようですが、組合施設が影響を与えるのは環境影響評価でもわかるように、大気拡散でいけばやっぱり1kmの距離は要るなという感じはしますし、それから、もしも煙突だけじゃなくて、窓、換気扇、コンデンサー、それから隣にあるリサイクル施設から出る影響とかを考えると、わりと近傍に出る可能性はあるということ。

ただ煙突を考えるとやっぱり1kmまでぐらい広げておかないと、ちょっとまずいんじゃないかという気もするんです。だからその500mというのはあまり限定しないで、多分作業量からいって、500mぐらいでないとやり切れないというのがあるかもしれませんが。

そうしますと、我々はすぐ焼却施設というと大気拡散の影響を受けると思ってしまうんですが、やはり地上発生源でいろんなものが出ている可能性はあり得ますので、大気拡散の問題だけじゃなくて、窓から発生してくる粉じんですとか、あるいは低周波とか、臭気とか。

特に臭気とかは私どもは長い経験をしていると、人の鼻に感じますから、

やっぱり変だねという感じをお持ちになる方は、この五感に訴えてくるのが一番敏感に感じていらして、風向きとかにおいの質からして、やはり焼却場じゃないかということをお考えになる場合が多いです。それが定常的に来ないものですから、来たり来なかつたりするから、なかなかみんなが認めてくれないということで、よく問題になるんです。

特に臭気の中でも、刺激性の臭気ってあるんです。ちかちかするとか。鼻じゃなくて目に来るような。アルデヒドなんかそうですね。そのアルデヒドなんかが臭気成分ですと、活性炭では取りにくいんです。風下側800mあたりの住民が、南風が吹いたときによく文句を言っていると。行くけれども行ったときには感じないから、市の職員は気づかない。気づかないと、それは言いがかりだろうという話になったりしますけれども、我々が調べて、これはアルデヒドだとわかった事例もあって、そういう対応が来てとれば、対策も出ることになるわけです。

そういう意味で、悪臭もありますし、低周波もあるし、粉じんもあってということを見ると、意外と周辺に出る可能性もある。そうすると500mでもいいと思いますが、大気拡散を考えると、やっぱり1kmぐらい要るんじゃないかなという気がするんです。

ただ、そういう意味ではその話もちよっと気になりましたが、一番重要なのは、そういう健康に影響が出るような状態がこのデータから少し言えるんじゃないかといったときに、(5)のときに、両市のあるいは都の健康部局の方々が一緒に動いてくれるのかどうか。動いてもらうためには、どんなデータを集めておかなきゃいけないかというのが重要なんじゃないかなという気もするんです。

健康部会長： ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思います。この資料の(5)につきましては、若干明確な書きぶりになり過ぎたせいだと思いますけれども、おそらく組合施設周辺(500m以内)というのは、地元協議会のことなんかもちょっとあるので、こんなふうになったかと思いますが、もう少し文章を考えまして、誤解のないように、疫学的調査を含め、その地所、地所に応じた適切な調査計画を立案して、なおかつ資料提供をお願いすることや、両市の医療関係部署等にご協力をお願いするようなことになるかと思えます。

ただ、私が基本的に思っていることは、やはり地元でしっかり自分たちの健康を見ていくんだという、その意識が少しあらわれているものが何か欲しいかなと。これは変わらぬところでございます。

ただ、それだけでは間に合わない。疫学的には検討、考察を加えたところ、今、委員長がおっしゃるような1kmとか、あるいはもう少し長い距離かもしれないけれども、そのぐらいの地域、あるいはもう少し遠くかもしれないけれども、ごみ処理工場はたくさんありますので、そんなところを設定して比較検討ということもあるので、地所、地所に応じた適切な調査計画を立案して行うようにすることになるのかなと、今考えが少しあれしてい

ますけれども、そうご了解いただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。

K委員： 1つ実務的な細かいことなのですが、別表1のふじみ衛生組合から地元協議会に話題が提供されて、そこでYesという、依頼する形になって、専門委員会に来るんだと思うんですが、この表だと何か同時並行みたいな形なので、前後関係がもっとわかるような表現方法を一つお願いしたいと思います。私も一瞬見て、あれっ、これと思ったんですが、前後関係があるんだと思いますので、それがわかるようにしてほしいということが1つです。

それから、私も杉並病を素人なりに勉強しまして、B委員のおっしゃるように、いざ、もし何かこの辺に異常があるという判断が立ったときに、疫学調査をしていただきたいと思うんですけれども、おっしゃるように、ここだけでやったのではだめで、先ほど先生も言われたように、コントロールというんですか。杉並病のときには、相当離れたところで、人口構成が同じだとか、交通状態が同じだとかいう、当時4つの地域で800人ずつ人を選んで調査をして、施設周辺に特異な現象があるということをつかんでいるんですけど、やはり（5）番の段階はそういうことではないのかと思います。

問題は、（3）番、（4）番の段階なのですが、私なりに理解すると、要するに1つ、意思を持った人たちから提供されたデータベースがあって、新たに苦情が出て、その苦情とデータベースとの間の比較検討がされて、この問題はこの地域特有の新しい問題が起こったのか、それともそんなに心配しなくてもいいのかというご判断を専門家にさせていただくことになると思うので、帰ってよく読みますけれども、そのことがちょっとよくわからない。

だから、いわゆる段階が2つあると思って、あっ、これは問題だな、要するに疫学調査をやらないといかんなどということと、それから、問題がありそうだなという段階とが、もう少しわかるような表現ができないのかなと思いましたので、意見を申し上げました。

健康部会長： ありがとうございます。この4ページの4、（3）、（4）、（5）につきましては、若干表現がわかりづらいところもあるとは思いますが、検討は引き続きしたいとは思っています。

今ご指摘のように、地元協議会の中でそういうのを、きちんと協力して出していただくということを明記してもよろしいんですかね。それはそうしていただくことで、それなりに判断のよりどころができるということにはなるわけですから、そういうことも検討させていただくということでご了解いたしました。

それと、あとは実際に疫学調査となった場合についての仔細のことですけれども、あまり明確に書くと、それに縛られるということがありますので、もう少し、今私は口頭で申し上げていますが、適切な調査計画を立て

ると。ほんとうはいけないのかもしれませんが、技術的な問題とか、財源的な問題とか、いろんなことが多分そういうときになると生じると思いますので、それはそれなりのことができるように、その中で最善を尽くすという趣旨の書きぶりで進めざるを得ないのかなという感じがいたします。

ただ、(4)につきましては、個別の問題かなとなれば、それなりの適切な医療を提供していただけるようお願いをしていく、こんなことになるかと思えます。

済みません、説明が冗長だったかもしれませんが、健康部会として言えば、この資料5について、部分的でしたけれども、大体のご説明は以上ということで、もしこれでよろしければ、健康部会を閉じさせていただいて、専門委員会に戻させていただくということでもよろしいでしょうか。

7 その他

(次回日程)

委員長 : それでは専門委員会を再開いたします。

その他の事項になります。次の日程ですが、第8回の専門委員会は10月9日が挙がっておりますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。ご都合が悪いという方いらっしゃいますでしょうか。木曜日です。もしよければこれで決定させていただきます。いいでしょうか。夜7時からということで、決定いたします。

それでは、今回の会議は閉会いたしたいと思えます。長時間ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

－ 21時10分散会－